

首都高速道路の塗装塗替え工事による
火災事故再発防止委員会

中間とりまとめ

平成 27 年 3 月 30 日

首都高速道路の塗装塗替え工事における火災事故再発防止策について、本委員会のこれまでの審議結果を以下のとおりとりまとめる。

1. 対策方針

首都高速道路株式会社が火災事故の再発防止を図るためには、以下の方針に基づき対策を講ずべきであることを確認した。

- (1) 火災事故の防止策に加え、万が一想定外の事象が発生した場合においても最悪事態を回避できるよう対策を検討する。
- (2) 危険物等を用いた作業を行う場合は、作業等が不慣れな場合もあることを十分考慮して安全対策を実施する。
- (3) 火災防止対策としては、人的な対応のみに頼ることなく、換気設備・警報装置等の物的な安全措置を組み合わせる。
- (4) 万が一火災が発生したとしても、人身被害を最少化することを目的とし、延焼・火災拡大の防止並びに脱出・避難に資する対策を実施する。
- (5) 発注者、受注者及び作業者の三者が相互に意思疎通を図ることを継続的に実施するとともに、安全意識の徹底・共有が図られるような仕組み、ツールを構築する。

2. 再発防止策

対策方針に基づき、首都高速道路株式会社が実施すべき具体の再発防止策を以下のとおりとりまとめた。なお、具体の再発防止策は、高速3号渋谷線高架下火災後に策定したものを含めこれまで実施してきた対策を更に具体化かつ強化するものとする。

(1) 当面の再発防止策

1) 火災事故の防止

<施工計画の遵守>

- ①危険物等を取り扱う場合は、火災安全対策及び詳細な作業手順を含む施工計画書を提出させ、遵守されているかを現場で監視する。また、施工計画書に記載している作業以外の作業を行う際は、あらかじめ施工計画書を変更することを周知徹底する。

<安全設備・装備の使用>

- ①危険物等を取り扱う場合は、常時換気をするとともに可燃性ガスを検知警報する機器を常時配備するよう受注者に対して指導を行う。
- ②危険物等を取り扱う場合は、防爆性能を有する照明及び電気プラグ等、帯電防止性能を有する防護服及びシューズカバー等の使用を義務付けるとともに、設備・機器の点検、整備を徹底するよう受注者に対して指導を行う。

<危険物等の管理>

- ① 危険物等の数量及び保管方法について関係法令を遵守するよう受注者に対して指導するとともに、チェックシートによりその遵守状況を確認・担保する。また、危険物等の保管方法及び取扱いに関して、事前に管轄する消防署に確認を行うよう受注者に対して指導を行う。
- ②難燃又は防炎性能を有していないシートの使用を禁止するとともに、可燃物を保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生するよう受注者に対して指

導を行う。

〈安全管理体制の強化〉

- ①火災予防に対する知識及び技術を有する者による安全パトロール・安全大会及び防火訓練を実施する等、火災予防に関する安全管理を徹底するとともに受注者に対して指導を行う。

〈適切な工程の設定〉

- ①安全面に配慮した作業計画に応じた適切な作業工程となるよう受注者に対して指導するとともに、工期について必要に応じ受注者と協議を行う。

2) 最悪事態の回避

〈脱出・避難のための措置〉

- ①火災発生時に脱出・避難できるように、避難計画を作成し、火災時等に警報する機器の配備及び視認可能な誘導灯等を避難路に設置するよう受注者に対して指導を行う。

(2) 継続的に取り組む事項

1) 火災事故の防止

〈施工方法等の見直し〉

- ①剥離剤を使用しない塗膜除去方法、危険物等の使用を削減することが可能な材料、工法及び資機材について検証する。

〈安全管理体制の強化〉

- ①火災予防を専門とする者を社内に配置する。

〈安全教育の充実〉

- ①鋼橋塗装塗替え工事における「わかりやすい火災安全対策マニュアル」を作業者等に向け策定する。
- ②安全意識の徹底・共有が図られるよう鋼橋塗装塗替え工事に係る業界団体との継続的な意見交換の場を設ける。

2) 最悪事態の回避

〈脱出・避難のための措置〉

- ①火災が延焼拡大した場合でも安全に脱出・避難できるような設備・対策について、具体策を検討し採用を図る。
- ②消火・救助活動が速やかに行われるような設備・対策について、具体策を検討し採用を図る。

3. 今後の対応

当面の再発防止策の実施状況を点検・評価するとともに、継続的に取り組む事項も踏まえて、塗装塗替え工事における火災安全対策を決定し実施する。

平成27年3月30日

首都高速道路の塗装塗替え工事による火災事故再発防止委員会
委員長 中村英夫